

アメリカ国立公文書館が所蔵する BC級戦犯横浜軍事法廷の写真資料について

高澤弘明*

Photographs of Class B and C Yokohama War Crimes Trials Stored by the US National Archives

*Hiroaki TAKAZAWA**

The US National Archives and Records Administration (hereinafter “NARA”) holds vast archives, including documents related to the United States Federal Government, photographs and videos. The class B and C Yokohama War Crimes Trials’ photographic materials introduced in this article were taken by the United States Army Signal Corps after World War II and currently stored at NARA. The Yokohama War Crimes Trials, which was the subject of the photos, was one of the US military criminal courts established under the Potsdam Declaration under the jurisdiction of the US military. There were also the International Military Tribunal for the Far East and the Manila War Crimes Trials. At present, photographs of these trials against Japan are stored in 16 files along with those of the Yokohama Trials.

Notable about these photos stored at NARA is that, along with the striking content, captions such as the date the photos were taken, names of the subjects, photo session summaries are noted on the back of all photos, and interesting findings may be obtained by analyzing those descriptions.

Therefore, this paper introduces the academic value of these photographic materials and, through them, the purpose of this study is to try and analyze cases that are interesting for the study of the Yokohama Trials such as; (1) Preparations for the opening of the previously little known Yokohama Trials; (2) The issue of the Defendant’s right to question in court of Kei YURI case. , and; (3) The problem of illegal moxibustion for POWs.

Keywords: The US National Archives, Yokohama War Crimes Trials, Class B and C War Crimes, Kei YURI, Defense system

1. はじめに

アメリカの国立公文書館 (National Archives and Records Administration (以下「NARA」と称す)) には連邦政府関連の公的文書を始めとする膨大な資料が保管されており、文字資料はもちろんのこと写真や動画などの視聴覚資料なども幅広く収蔵されている^{注1)}。本稿で紹介するBC級戦犯横浜軍事法廷 (以下「横浜法廷」

と称す) の写真資料とは、現在NARAの新館 (The National Archives at College Park)^{注2)}で管理されている資料で、第二次世界大戦の戦況などを記録するためにアメリカ陸軍通信隊 (The United States Army Signal Corps (以下「SC」と称す)) が第二次世界大戦の戦況を記録するために撮影したものである。そして「横浜法廷」とは、ポツダム宣言の「俘虜ヲ虐待セル者ヲ含ム一切ノ戦争犯罪人ニ対シテハ嚴重ナル処罰加ヘラルベシ」¹⁾との規定により設置された軍事法廷で、現在、これら

*日本大学生産工学部教養・基礎科学系専任講師



図1 米国立公文書館・新館（The National Archives at College Park）で保管されている『対日戦争犯罪法廷写真集』
16冊の黒いファイルに収録されている。筆者撮影。



図2 九州大学医学部生体解剖事件の被告人席
The National Archives at College Park 所蔵画像（画像請求番号：111-SCA/ 5599/ #15/ SC301853）。画像を拡大・一部修正。

の写真は図1のように、16冊のファイル（以下「法廷写真集」と称す）にまとめて保管されており、この横浜法廷の他に市ヶ谷法廷（東京裁判）やマニラ法廷など、米軍の管理下にあった軍事法廷の写真が収録されている。

この法廷写真集の特筆すべき点は、写真の撮影内容も然ることながら、すべての写真に撮影年月日、被写人物名、撮影概況などのキャプションが付いていることにある。このキャプションが研究上非常に重要で、それらの記載情報を基に、撮影内容や関連する文書資料との分析を試みると、法廷の雰囲気や被告人の処遇状況など、既存の文書資料では窺い知ることのできない情報をもたらすことがある。例えば図2の写真の場合、裏面に付されたキャプションによると、被写人物は「九州帝国大学の医療スタッフ」と記載されており^{注3)}、また撮影日が1948年3月11日となっていることから、この写真は遠藤周作の『海と毒薬』のモチーフとなった九州大学医学部生体解剖事件（横浜法廷 283号事件 / Case No.290）^{注4)}の写真であることが分かる。またキャプションとは別に、この写真の撮影内容も非常に興味深い。注目すべき点は被告人らの服装であり、画面右側の2名の男性被告

人の右袖には、かすれながらも“P”の字が読み取ることができる。この“P”とは“Prisoner”の頭文字で、被告人らを収容している巣鴨プリズンで、1947年6月頃から支給されるようになった衣服である（以下「P服」と称す）。当初、巣鴨プリズン内や横浜法廷への出廷時の服装は、容疑者・被告人らの私服着用が認められていたが、1947年6月頃から私服が禁止され^{注5)}、その代わりに支給されたのがこのP服である。このP服には、背中、左右の袖と太腿、そして臀部の合わせて6か所に“P”の字が大きく印字されていた。そのため容疑者・被告人らは、このP服の支給・着用により精神的動揺を来し、自身が改めて囹圄の人であることを否応なく認識させられたという^{注6)}。ところが図2に写る左側の女性被告人の衣服をよく見ると、男性被告人と異なり“P”の字はなく、デザインに至っては潇洒なものになっている。横浜法廷の女性被告人は、この人物の他に2名の女性が起訴されているが、彼女らが写る写真の何れにも、その着衣に“P”の字を見ることはできない。つまり図2の撮影内容から、横浜法廷への出廷時の服装対応について男女差を確認することができ、この差異がGHQによる女性被告人への配慮なのか、それとも単に女性用P服の準備が無かっただけなのか、残念ながら現時点でそれを判断し得る資料を持ち合わせていないが、図2の画像資料に写る女性被告人の服装を見る限り、一般市民が敗戦による窮乏生活を強いられている当時においては、デザイン性に富んだ法廷服であり、GHQ・米軍側の戦犯・被告人処遇を分析する上で、非常に示唆的な写真資料といえるのである。

このようにNARAで保管されている図1の対日戦争犯罪法廷の写真集は、撮影内容も然ることながら、キャプションの存在によって、その学術的価値を高めている。そこで本稿ではこの写真集の概要を報告するとともに、そのなかから筆者の研究テーマである横浜法廷の弁護制度に関して、撮影内容とキャプションを分析を行い、この分野の研究を行う上で、興味深いと思われる写真資料を紹介と考察を試みることを目的とする。

2. 写真資料概況

2.1 NARAにおける写真資料の保管状況

この横浜法廷の写真を撮影したSCとは、本来は米軍の通信システムの構築及び軍事情報の管理を担う部隊で、その歴史は南北戦争勃発直前の1860年まで遡ることができる^{注7)}。この通信部隊であるSCが、写真や動画の撮影の任務も兼ねるようになったのは、第二次世界大戦中の1943年からで、その目的は戦争の記録を行うことにあった²⁾。大戦中にSCが撮影した写真の用途は、軍上層部への戦況報告資料や、作戦立案のための軍事資

料として利用され、さらには将兵らの軍事教練用の視覚教材や、ニュース映画の原画としても利用されていた³⁾。SCのこの撮影任務は、彼らの全任務に占める比率として僅か3%に過ぎなかったが⁴⁾、大戦中にSC関係者が撮影した写真枚数は月平均で10,000枚に及び、1945年初頭までには、利用価値の高い写真として423,000枚が選別・保存されたことが記録されている⁵⁾。今回紹介する横浜法廷などの対日戦争犯罪法廷の写真はその一部を構成するもので、それを編綴したのが図1の黒いファイルとなる。なおNARAにはこの黒ファイルの他に、図3のような保存箱に収められた対日戦争犯罪法廷関連の写真もあり、その枚数は黒ファイルのものを遥かに凌いでいる。因みに両写真資料の関連性を調べるために筆者は、2018年3月に黒ファイルの方の写真からサンプルとして30枚を選び出し、同一写真が保存箱にも存在しているかを確認してみたところ、①全サンプル写真と同一のものが保存箱内に収められており、②その一方で保



図3 The National Archives at College ParkのSC撮影写真保存箱
筆者撮影



図4 保存箱内(図3の物)の写真保存概況
The National Archives at College Park所蔵画像(画像請求番号: RG111-SC/ Contact Print220665-220944/ Box323)。この保存箱にはSCが世界各地で撮影した写真が、4枚一組式のシートに入れられて保管されている。筆者撮影。

存箱には黒ファイルでは見られない戦犯法廷関連写真が多数確認された。③なお、この②の保存箱内だけに見られる写真について、その撮影内容の質・レベルを黒ファイルのものと比較すると、記録写真としては素人目でも明らかに低いものであった。このことから黒ファイルの写真は、保存箱内の写真を原画にして選り抜いた可能性を指摘できるが、その選別目的はよく分かっておらず、NARAのスタッフに黒ファイルの由来を照会したが「不詳」との回答があった。

次にNARAにおけるこの黒ファイルの保管状況について紹介する。現在NARAには膨大な冊数のファイルが保管されており、NARAでは各ファイルに4ケタの番号を割り振って管理している。本稿で紹介する16冊の法廷写真集のうち、第1冊目にはNo.5585の番号が、そして最終冊にあたる第16冊目にはNo.5600の番号が付されている。因みにこの16冊の黒ファイルの直前・直後の黒ファイルにはどのような写真が収録されているかという点、第1冊目の直前ファイル(No.5584)にはドイツの戦犯法廷関連の写真が、そして第16冊目の直後ファイル(No.5601)には大戦終結前後のヨーロッパ戦域や太平洋戦域の写真が綴じられており、少なくとも対日戦犯法廷とは関係のない写真内容となっている。ただしNo.5584ファイルには、数枚の横浜法廷関連写真が混在しており、本稿で紹介するNo.5585からNo.5600以外の黒ファイルにも存在していることになり^{注8)}、今後、それらの写真の調査も行う必要性もある。

なお、黒ファイルの写真の編綴方法であるが、各ファイルには1頁につき1枚大の写真が綴じられており(図5参照)、ファイル1冊につき約100枚前後の写真が収録されている。

本稿では、このNo.5585からNo.5600の16冊の法廷写真集に焦点を当てて、横浜法廷関連の写真資料紹介とその分析を試みる。

2.2 法廷写真集の写真状況

法廷写真集に収録されているSC撮影の写真には、その写真の片隅にSCの徽章が記され、必ず6桁の整理番号が付されている。各ファイル内の写真に付された整理番号を見ると、そのナンバリングには一応の規則性は見られるが、欠番や下2桁レベルでの順不同も多々あり、整理番号としての完全な用をなしていない。またファイルに綴じられている写真内容も、東京裁判と横浜法廷のものが混在しているなど、撮影写真の整理分類、あるいはファイルへの収録・編集にあたって、統一的な方針があったようには思われない。

次にキャプションの概要であるが、キャプションは各写真の裏面に付されており、表面の撮影内容も然ることながら、この法廷写真集の資料的価値を高めている。こ



図5 大川周明の画像

The National Archives at College Park 所蔵画像 (画像請求番号: RG111-SCA/ 5588/ #4/ SC238856)

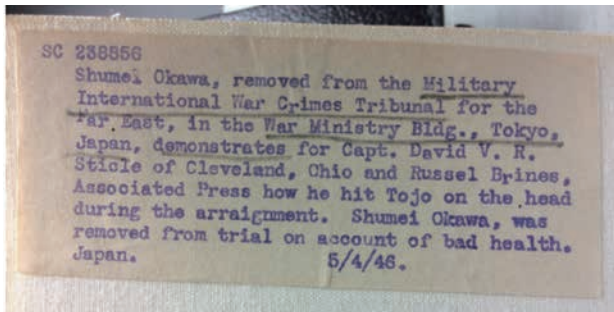


図6 図5の写真のキャプション

The National Archives at College Park 所蔵画像資料 (画像請求番号: RG111-SCA/ 5588/ #4/ SC238856)。本稿で紹介する NARA 所蔵の対日戦争犯罪法廷写真集には、各写真の裏面にこのようなキャプションが付されている。

のキャプションの記載状況は図6のように、タイプライターで印字したメモを切り貼りしたもので、キャプションの記載内容は基本的に①写真の整理番号、②被写人物の情報、③撮影年月日、④撮影場所となっている。なおキャプションの情報量は撮影時期による変化がみられ、1948年を前後して内容が簡略化する傾向にある。例えば横浜法廷関連の写真では、最初期の1945年末から1946年頃までのキャプションには、被告人の氏名のみならず米軍側の弁護人や警護スタッフの氏名、さらにはその階級、居住地まで記されていた。ところが1947年以降徐々に簡略化され、1948年前後になると被告人の名前と撮影地・日時の記載に止まるようになる^{注9)}。

この法廷写真集のキャプションの一例として、A級戦犯として起訴された大川周明の画像(図5)を紹介する。大川は東京裁判が開廷した1946年5月3日に東条英機元首相の頭部を殴打したことで知られているが、図5の写真はそのキャプション(図6)によると「SC238856/東京の陸軍省における極東軍事法廷から退廷させられた大川周明が、オハイオ州クリーブランドの David V. R. Sticle 大尉と AP 通信の Russel Brines^{注10)}に、罪状認否

の間、どのようにして東条の頭を叩いたかを実演している。大川周明は健康悪化により法廷から外された。/ 46年5月4日^{注11)}とあり、この写真は殴打後に取材を受ける大川の様子を捉らえたもので、彼の笑みについて、その背景を窺い知ることのできるような手掛りをもたらしてくれる。因みにこの大川に関するキャプションの記述内容は、他のキャプションと比べて詳細に書かれている方で、1946年頃までのキャプション内容は、いずれもこのようなレベルの内容となっている。

その一方でキャプションの内容には注意すべき点もある。具体的には、撮影年月日や被写人物に関する記載情報の正確性である。キャプションの日付が明らかに間違っている場合があり、また被写人物の氏名のスペリングが不正確な場合も見られ、図6のキャプションに記されている“Russel”の綴りなどが実例としてあげられる。また日本人氏名のローマ字表記は難物で、筆者の調査でも読み取ることができず、人物特定に至らなかったケースもあった。そして最も深刻な問題が被写人物の取り違いである。実際、A級戦犯として起訴された武藤章陸軍中将の写真に対して、「東条」と紹介するキャプションもあった⁶⁾。このような被写人物の取り違いについては、武藤のような著名な人物であれば、浅学の筆者であっても辛うじて気づくことができる。しかしながらBC級戦犯関係者の場合、そのほとんどが一般の軍人・軍属・市民であるため、取り違いに気づくことはまず不可能である。例えば、46名の被告人に対して41名もの絞首刑宣告者(7名執行)を出したことで知られている「石垣島事件」(横浜法廷237号事件/Case No.258)について、森口豁氏がNARAで保管されている法廷写真を調査したところ、キャプションに記載されていた人物名のほとんどが別人であったという^{注12)}。森口氏は被告人の遺族から渡された写真によってキャプションの誤記に気づき、本人が写っている写真を探し出すことができたとのことである⁷⁾。

以上のようにNARAが保管する写真のキャプションには、撮影日時や氏名のスペリングなどに正確性を疑わざるを得ないものがあり、歴史資料としての取扱いには注意を要する。しかしながらこのことによって、キャプションの資料的価値が失われるものではない。キャプションの正確性の担保は、他の文書資料と比較検証すれば良いだけのことで、そのなかでも最も信頼できる文書資料が米国側で作成した各事件の法廷速記録である。法廷速記録には開廷日時や発言者の氏名などが詳細に記載されており、特に日本人氏名のスペリングについては、人定質問の際には本人の名前をアルファベットで一文字ずつ述べさせることが多く、速記録もその通りに記載しているからである。ただし、被写人物とキャプションの氏名の取り違いについてはその検証は難しく、BC級戦

犯関係者の場合は「石垣島事件」の森口氏のように、遺族・関係者の協力が得られない限りまず不可能である。何れにしても被写人物とキャプションの人物名の同一性に関する問題は、キャプションの内容に注意を払いつつも、そのまま信拠せざるを得ないのが現状である。

2.3 法廷写真集の概要

2.3.1 撮影対象となった法廷

この16冊の法廷写真集には合計1,660枚の写真が綴じられており、うち9枚を除くすべてが対日戦争犯罪法廷に関するものである(表1参照)。報告者が各写真のキャプションを分析したところ、撮影対象となった法廷は次の5つで、①東条元首相らA級戦犯が起訴された東京裁判(1946年5月3日～1948年11月12日)を始めに、②BC級戦犯が起訴されたグアム法廷(1945年2月26日～1949年4月28日)、③マニラ法廷(1945年10月8日～1947年4月15日)、④横浜法廷(1945年12月17日～1949年10月19日)、そして⑤準A級戦犯が起訴された丸の内法廷(1948年10月～1949年9月6日)の写真であった。これら5つの法廷に共通することは、すべてが米軍の管理下にあったということで、SCの撮影任務も米軍の管理業務の一環として行われたものと思われる。なお、米軍管理の法廷には上海法廷やクェゼリン法廷もあったが、理由は不明であるが両法廷の写真は綴じられていない^{注13)}。また対日戦争犯罪法廷には米軍管理以外の法廷もあり、太平洋戦域を中心にイギリス軍やオランダ軍などが開設した法廷が46か所あったが⁸⁾、これらの写真もNARAの法廷写真集には綴じられていない。

なお、本稿では「A級戦犯」、「BC級戦犯」あるいは「準A級戦犯」という呼称を用いているが、これは1945年12月5日にGHQが公布した『戦争犯罪被告人審理規程(Regulations Governing the Trials of Accused War Criminals)』の第2条の規定に基づくものである。

表1 NARA所蔵の法廷写真集の撮影対象法廷及び写真枚数

法廷名	枚数
横浜法廷	700枚
市ヶ谷法廷(東京裁判)	595枚
マニラ法廷	321枚
グアム法廷	20枚
丸の内法廷	15枚
その他	9枚
合計	1,660枚

集計結果は報告者の調査に基づく。

この第2条では対日戦争犯罪の起訴内容をA級・B級・C級の3等級に分類し、A級が「平和に対する罪」、B級が「通例の戦争犯罪」、C級が「人道に対する罪」とし、現在この分類が一般的となっている。その一方で、かつて第二次大戦終結直後の一時期、日本政府では戦犯の分類を第1種・第2種・第3種と区分し、第1種を「政治責任関係」、第2種を「指揮命令関係」、第3種を「残虐行為実行関係」として分類することもあった^{注14)}。そのため「捕虜虐待」容疑で逮捕・起訴された下士官クラスの前被告人のなかには、自らをC級戦犯と名乗る関係者もいる^{注15)}。おそらくこの認識は「C級=第3種」という理解に基づくものと思われるが、これは本来のC級戦犯の定義とは一致しない。C級戦犯のいう「人道に対する罪」とは、“自国民”への非人道的行為や、あるいは政治的・人種的・宗教的理由による迫害行為に対するもので、ナチス・ドイツによる自国内のユダヤ人に対するジェノサイドがその具体例となる^{注16)}。つまり日本人被告人がC級として起訴されるには、日本人に対する迫害行為があった場合となり、この点、林博史氏の研究によれば日本人戦犯はB級での起訴がほとんどで、C級による有罪宣告はなかったとされている⁹⁾。そのため横浜法廷の有罪者を「BC級戦犯」と称することは用語的に不正確で¹⁰⁾、本来は単に「B級戦犯」とするのが正しい。しかしながら、現在、日本では「BC級戦犯」という表現が一般化されており¹¹⁾、本稿でも便宜上この表現を用いている。

2.3.2 各法廷の撮影写真の概要

表1に示した通り、法廷写真集には市ヶ谷法廷(東京裁判)や横浜法廷のなど5つの対日戦犯法廷の関連写真が収録されている。何れも各法廷の何れの写真も貴重な写真であり、本項では各法廷の撮影概要について、収録枚数の多い順に紹介をする(横浜法廷は後述する)。

まずこの法廷写真集のなかで最も収録枚数の多いのが横浜法廷関連のもので、700枚を数える。次に多いのが東京裁判関連の写真で595枚となり、撮影内容としては市ヶ谷法廷に立つ被告人の様子はもちろんのこと、裁判官・検事・弁護人、さらには通訳などの法廷スタッフも写されている。また証人関連の写真も非常に多く、証言台に座る証人の様子や、法廷内の一室で休憩する証人の様子を捉えた写真もある。珍しいところでは満州事変時の関東軍参謀であった石原莞爾陸軍中将が酒田市内の出張法廷に出席している様子や¹²⁾、陸軍参謀として日中戦争に深く関与した影佐禎昭陸軍中将が、入院先で証人尋問を受けている様子を撮影した写真もあった¹³⁾。

3番目に多かったのがマニラ法廷関連の写真で、321枚が収録されていた。このマニラ法廷で審理された事件件数は日本政府の記録によると88件とされ¹⁴⁾、この法

廷写真集にはそのうちの19件分の写真が確認された。ただし収録写真のほとんどが山下奉文大将と本間雅晴中将の審理に関するものである。内訳は山下関連の写真が171枚、本間関連の写真が75枚で、両者の関連写真だけで全体の約75%を占め、非常に偏った収録構成となっている。ただしその一方で、両事件の撮影内容は多彩を極め、審理中の様子はもちろんのこと、山下が休憩中に喫煙・談笑している写真や、本間が夫人の人格証言に涙する写真など、非常に興味深い写真が多数含まれている。また、山下・本間自身の写真以外にも、両名の審理に参加した検察官や弁護人らの様子を撮影した写真、あるいはマニラ市街戦の惨状を証言する一般市民の写真などもあり、マニラ法廷の運営状況や雰囲気を知ることができる内容となっている。このように山下・本間関連の法廷写真の充実度は、他のBC級戦犯法廷や東京裁判の東条元首相の写真と比べても群を抜いている。これは山下と本間の知名度も然ることながら、彼らの審理が戦闘の記憶も覚め止まぬ時期に行われたことが大きいと思われる（山下の審理は1945年10月6日から12月7日まで、本間の審理は1946年1月3日から1946年2月11日）。このことは横浜法廷関連写真にも同じことがいえ、1945年12月18日から審理の始まった横浜法廷の第1号事件（横浜法廷1号事件 / Case No.1）関連の写真は、被告人の職位階級が捕虜収容所の管理を行う軍属（予備伍長）だったにも拘わらず、横浜法廷関連写真の全700枚のうち35枚を数え、同法廷では最も多い枚数となっている。

4番目に多かったのがゲラム法廷関連の写真で、法廷写真集に20枚が収録されている。日本政府側の資料では29件¹⁵⁾の事件審理が記録されているが、各写真のキャプションから、そのうちの4件の事件審理であることが判明した。写真には旧日本海軍の将官や元通訳などの被告人の様子が写されている。

最後の丸の内法廷関連の写真は、法廷写真中のうち最も少ない15枚となる。この丸の内法廷とは、東京裁判に起訴されなかったA級戦犯容疑者を審理する法廷で、開廷期間は1948年10月から1949年9月6日である。当初は東京裁判と同じようなスタイルの審理が予定されていたが、米ソの対立の煽りを受けて、GHQ主導の審理に変えられている。そのため丸の内法廷は、東京裁判のような国際法廷ではないが、横浜法廷とも異なるという、第三の戦犯法廷として位置付けられており、「準A級戦犯法廷」と呼ばれている¹⁶⁾。またこの法廷が東京丸の内と青山で行われたことから、「丸の内法廷」あるいは「青山法廷」という名称もあり、本稿では一般的に使用されている「丸の内法廷」の名称を用いている。この丸の内法廷では、連合艦隊司令長官や軍令部総長を務めた豊田副武海軍大将と、戦争末期に俘虜情報局長官に

あった田村浩陸軍中将の2名が起訴され、法廷写真集にはこの2名の肖像を撮影した写真の他に、傍聴席の親族の様子や¹⁷⁾、豊田の弁護人で、東京裁判でも被告弁護人を務めたベン・ブルース・ブレイクニー（Ben Bruce Blakeney）の写真も綴じられていた¹⁸⁾。このように丸の内裁判に起訴された人物はA級に準ずる者であったが、写真枚数は横浜法廷と比べて激減している。その背景としては、時間的経過に伴う戦犯裁判への関心度の低下が要因ではないかと考えられる。

なお、NARAの法廷写真集には戦犯法廷とは関係のない写真も含まれており、例えば嬰兒大量殺人事件として世上を震撼させた寿産院事件の法廷写真（東京地方裁判所¹⁹⁾）や、渋谷駅周辺の乱闘事件を審理する軍事法廷の写真などがあった²⁰⁾。なぜ、これらの写真が綴じられたのか、その理由は分からないが、何れも裁判に関する共通項があるところが興味深い。

3. 写真集から読み解く横浜法廷

対日戦争犯罪法廷のうち本稿で紹介する横浜法廷は、アメリカ第8軍司令部の管理の下、1945年12月18日から1949年10月19日の約4年間を開廷期間とするBC級戦犯法廷のことをいい、審理は米軍が接収した横浜地方裁判所で行われている。この横浜法廷での審理件数は、豊田隈雄氏ら復員庁第二復員局調査部や法務省司法法制調査部の調査によると327件で、被告人は1,037名とされる²¹⁾。うち123名に対して死刑宣告が下され、その他の有罪宣告者が790名、無罪宣告者が150名、不詳が44名となっている。なお、死刑宣告者のうち、後の再審査で減刑された者もあり、実際に処刑された者は53名とされる。また最近では、林氏による米軍側資料から算出した数字もあり、それによると被告人996名のうち、死刑宣告者124名（処刑者51名）、有罪者854名、無罪者142名とする調査報告もある²²⁾。なお、本稿ではこの横浜法廷の基礎データについて、豊田氏らによる法務省のデータに依拠する。

横浜法廷の写真資料としては、先述の通りNARAが保管する法廷写真集に700枚が収録されている。撮影対象となった事件は、横浜法廷で審理された全327件のうち、約半数にあたる156件となる。このうち撮影枚数の最も多い事件は、1945年12月18日より始まった第1号事件（横浜法廷1号事件 / Case No.1）で35枚を数える。この枚数の多さは、日本国内での最初の戦犯審理であり、なおかつ戦争終結から間もないという時期的要因が影響したと思われる。そのため撮影内容も詳細で、審理の様子も然ることながら、軍事委員（一般法廷の裁判官にあたる）や弁護団の集合写真、被告人に関しては法廷での弁護人との打ち合わせや、休憩中の様子を写し

たものなどもある。

このような法廷の臨場感を伝える写真は、第1号事件を始めとする1945年末から1946年頃までのものに多く、1948年以降に撮影されたものになると、被告人が軍事委員から宣告を受ける際の直立不動の姿や、被告人の身分証明的な顔写真といった単調なもの多くなる。ただしこの時期に撮影された写真であっても「九州大学生体解剖事件」のようなセンセーショナルな事件や、女性が被告人になっているような事件の場合は、写真枚数や内容も豊富となっている。

このうち本章では、撮影内容とキャプションの記載情報が充実している横浜法廷の初期の写真のうち、現在、筆者が取り組んでいる戦犯法廷における弁護制度研究にとって興味深い写真を取り上げ、その資料的意義を紹介する。

3.1 横浜弁護士会の支援

まず初めに、**図7**^{注17)}の1名の米軍将校と2名の日本人が撮影された写真を取りあげる。この写真のキャプションによると、撮影地は横浜法廷内で、撮影日時は1945年12月17日とある。そして被写人物としては、米軍将校の方が横浜法廷を管轄するアメリカ第8軍法務部長のRobert V. Laughlin大佐、日本人の方は“H. Kashima”と“Y. Yamamoto”なる人物の名前が記されている。この2名は、おそらく横浜弁護士会（現、神奈川弁護士会）の鹿島寛弁護士と山本義民弁護士と思われる。というのも、彼らの着衣が旧憲法下の弁護士の職服であることから、1946年12月4日作成の『横浜弁護士会名簿』で氏名検索をしたところ、所属弁護士として「鹿島寛」と「山本義民」の名前が掲載されていた。このことからキャプションの“H. Kashima”が鹿島寛弁護士、“Y. Yamamoto”が山本義民弁護士と推測される。ただし残念ながら、キャプションには、左右の人物のう



図7 横浜法廷開廷前日の日米の法曹関係者
The National Archives at College Park 所蔵画像（画像請求番号：
111-SCA/ 5587/ #3/ SC227273）

ちどちらが鹿島弁護士・山本弁護士かの情報は記載されていない。

この図7の写真は、横浜法廷がスタートする際の弁護体制を考察する上で、非常に興味深いものがある。図7の写真が撮影された1945年12月17日は横浜法廷開廷の前日にあたり、当日の午前9時から軍事委員とアメリカ側の検事・弁護人の三者が法廷に集まって、翌18日から始まる審理の打合せを行っていた。この写真の撮影日である17日は、いわば横浜法廷の今後を決める重要な1日でもあった。なお外務省の記録によると、この打合せには陪席者として、第1号事件の日本人弁護人を受任した渡辺治滄横浜弁護士会会長、外務省から井上正直通訳、そして終戦連絡横浜事務局囑託として、鶴飼信成元京城帝大教授^{注18)}の出席が記録されている。その一方で、鹿島・山本両弁護士の出席は記録されていない²³⁾。

ところでこの12月17日の打合せは大混乱のなかで行われていた。実は、GHQから横浜で戦犯審理を開始するという指令が出たのが12月10日のことで²⁴⁾、図7の写真が撮影された1週間前にあたる。ところがこの指令には開廷日の具体的な日時が記されておらず、日本側では開廷日の情報収集を行うが、GHQ側の方でも明確な日時までは決めていなかったようで、日本側が入手できた情報は12月12日に至っても「十二月十七日頃ノ週ニ開廷サルヘキ可能性ハアリ」²⁵⁾とする漠然なものであった。ともかく数日中に戦犯審理が始まるということで、戦犯容疑者の支援を行っていた第一復員省（旧陸軍省の後継官庁）や、横浜に駐留する米第8軍との折衝に当たっていた終戦連絡横浜事務局は騒然状態となり、第1号事件の日本人弁護人の選任もなかなか決まらず、当時の横浜弁護士会会長であった渡辺治滄弁護士が、紆余曲折の結果受任したというものであった。

ところで戦犯容疑者・被告人の弁護人問題は、GHQが9月に東条元首相ら戦犯容疑で逮捕して以降、10月頃から、司法省、陸軍省（第一復員省）、外務省の間で調整が行われるようになり、弁護人候補者として在京の有力弁護士、あるいは英米法に詳しい専門家を斡旋する方向で人選が進められていた。また外務省の外郭団体である終戦連絡中央事務局もGHQと折衝し、BC級の戦犯法廷が開廷した際には、日本人弁護人も米軍側弁護人とともに審理に参加できるという合意が得られていた^{注19)}。ところがGHQより12月17日頃に横浜で戦犯法廷が開廷するという情報が日本側に伝わると、予定されていた日本人弁護人の候補者から「日程がつかない」とか、戦災による壊滅的な交通事情により、横浜への法廷通いが難しいとの理由で辞退する者が相次ぎ、当時、大日本弁護士連合会代表であった東京第二弁護士会長の林逸郎弁護士が、12月15日の午後に横浜弁護士会会長であった渡辺治滄弁護士に対して、横浜法廷の地元弁護士という

理由で、第1号事件の日本人弁護人を一方的に引き受けさせるという状態であった。渡辺弁護士はこの時の林弁護士による依頼の様子について、「半強制命令的な推薦」であったと回顧している²⁶⁾。何れにしても15日の午後第1号事件の日本人弁護人を受任した渡辺弁護士は、四日後から始まる18日の開廷に向けて、アメリカ人弁護人と共に手探り状態で弁護準備を行って、第1号事件に臨んだのである。その後の事件審理では、東京の三弁護士会からも弁護士の派遣が行われるようになり、横浜弁護士会では1946年から渡辺の後継会長となった飛鳥田喜一弁護士が^{註20)}戦犯被告人を支援のための弁護士会決議を行い、組織を挙げて弁護活動に当たっている^{註21)}。渡辺弁護士はそのような横浜弁護士会の活躍の先駆けとなったのである。

このように横浜法廷開廷直前の弁護体制に関してその概況を紹介したが、資料的にこの12月17日前後の記録が乏しく、特に横浜弁護士会の動向については渡辺弁護士を除くと皆目見当のつかない現況にある。そのため、第8軍法務部長のLaughlin大佐と面会をしている鹿島・山本両弁護士を写した図7の写真は、両者が横浜弁護士会の指示でLaughlin大佐と会っているのか、それとも個人的判断によるものなのか、はたまた偶然法廷に居合わせたのかは不明だが（キャプションには2人を“spectator”と記している）、少なくともこの写真は、渡辺弁護士以外の横浜弁護士会関係者が混乱状態にあった12月17日の横浜法廷に居たことを記録するものであり、横浜弁護士会の活躍への第一歩を示す貴重な写真資料として位置付けられるのである。

3.2 渡辺治湊弁護士の活動

第1号事件の渡辺治湊弁護士の選任以降、被告人には若干の例外を除き、基本的にはアメリカ人弁護人と共に日本人弁護人も選任されていた。ところが被告人の間における日本人弁護人の評価は、それほど高くないのが実情である。例えば1960年代に法務省が行った元被告人への聞き取り調査では、日本人弁護人の印象を「単に形式的な存在であった」²⁷⁾、「裁判に際して日本人弁護士は活動しなかった。陪席するだけで米弁護士が担当した」²⁸⁾と評したり、なかには「日本人の弁護人が全然頼りにならず、却って恐れていた。私等が中で頼れるのは、日本人であるべきであったのに、全然頼みには出来なかった。日本人が、日本が、何故あんな様な人を弁護人としたのか」²⁹⁾と怒りを露わにする者までいた。このような消極的評価をもたらした背景には、2つの要因が考えられる。その1つが言語上の問題である。横浜法廷では英語で審理が行われていたため、一般的な日本人弁護人は法廷通訳を頼らざるを得ず、その分、弁護活動の足枷になっていた。そしてもう1つが日米の刑事訴訟システム

の違いであり、これが日本人弁護人にとっては致命的であった。横浜法廷の刑事訴訟手続きは、いわゆる英米法系の訴訟手続きが採用されていたが、日本人弁護人は、明治以来、この英米法系とは全く異なるドイツ・フランス式の大陸法系の訴訟手続きで弁護活動を行っていた。この英米法系と大陸法系の訴訟手続き上の違いは裁判官の位置付けに顕著に現れており、大陸法系の裁判官は、自ら事件の調査を行うなど、裁判に主導的に関与して有罪・無罪の判断をするのに対し（職権主義）、英米法系の裁判官は法廷では一歩引いた第三者的な立場にあり、検察官と弁護人の遣り取りを通して有罪・無罪を決めるのである（当事者主義）。その意味では、英米法系の弁護人が被告人の無罪を勝ち取るためには、裁判官の前に立って検察官と激しく対峙しなければならず、弁護人にはそのための高度な弁論技術や豊富な経験が要求されていた。横浜法廷の日本人弁護人の場合、語学の問題は法廷通訳を利用したとしても、英米法系の十分な訴訟技能・経験は持ち合わせておらず、法廷で被告人の目に見える形での積極的な弁護活動はかなり厳しいものがあった。そのため軍事委員や検察官を前にした法廷での弁護活動はアメリカ人弁護人が担い、日本人弁護人の役割は法廷に提出する弁護資料や証人探しといった、法廷外での業務が中心となっていた。前述の元被告人らが抱いた日本人弁護人に対する否定的な印象も、このような事情に起因する。日本人弁護人関係者からも「法廷では日本人の弁護人の活躍する余地はありませんでした」³⁰⁾、「当時日本人の弁護士は、英米法の裁判を知らず、口供書が直接証拠になる等考えなかった。随って検事側の証人の反対尋問もなし得ず、法廷の活動は米人弁護人に専ら頼る外なかったのが実情である」³¹⁾と、法廷での苦い経験を吐露している。

さて、先述のように1945年12月18日から始まった第1号事件の渡辺弁護士も英米法系の訴訟手続きに不慣れで、英語での弁論も難しい状況にあった。第1号事件の弁護は基本的にアメリカ人弁護人であるディッキンソン（John Dickinson）中佐らによって進められたが、それでも渡辺弁護士が12月26日の審理で日本語による証人尋問を試みており（この証人も後に戦犯として起訴され有罪宣告を受けている）³²⁾、その時の写真がNARA所蔵のファイルに収められている図8のものである。このような日本人弁護人による証人尋問は、横浜法廷では一般的ではなく、図8のような日本人弁護人が発言している写真は、この法廷写真集のなかでは渡辺弁護士のものだけとなっている。後に第1号事件で起訴された被告人は「渡辺弁護士とは何等打合せをしたことがなかったが渡辺弁護士は日本語で渡辺所見を発表して、私のために良く弁護して呉れたと思っている。又米人の弁護人も今から考えれば私のために良く弁護して呉れた」³³⁾と述べ



図8 証人尋問中の渡辺治湊弁護士

The National Archives at College Park 所蔵画像 (画像請求番号: 111-SCA/ 5588/ #4/ SC229400) 画像一部修正。写真右側のスーツ姿の人物が渡辺弁護士。写真左側に座る証人 (後に別の戦犯事件で起訴・有罪) に尋問を行っている。

ている。

このように横浜法廷における日本人弁護人の活動は脇役的なもので、第1号事件の渡辺弁護士も基本的には同様の立場にあった。その意味では、図8の写真の渡辺弁護士のように日本人弁護人が日本語で陳述するのは珍しいことであり、これが認められたのも、第1号事件の審理が手探り状態のなかで始まったからと推測している。しかしながら日本語による陳述は法廷通訳を介する時間的ロスや誤訳の問題もあって、第4号事件(横浜法廷4号事件 / Case No. 4)の日本人弁護人を務めた高橋潔弁護士(第一東京弁護士会、後に最高裁判事)は「日本人弁護人ハ自ら弁論スルヨリ寧口自己ノ意見ヲ米国弁護人ニ告ゲテ同人ニ陳述セシムル事ヲ可トスル」³⁴⁾との意見書を第一復員省の担当官に提出し、横浜法廷の多くの審理ではこの高橋弁護士の意見書のスタイルが主流となる。その意味ではNARAに保管されている渡辺弁護士の写る写真は、横浜法廷における日本人弁護人の様子を視覚的に見ることのできる貴重な資料といえよう。

3.3 第2号事件の被告人自身による弁護活動

第2号事件(横浜法廷2号事件 / Case No. 2)は横浜法廷関連事件における著名な事件の1つで、同法廷で最初に絞首刑が宣告された事件として知られている(1946年1月7日宣告, 1946年4月26日執行)。この事件の被告人である由利敬陸軍中尉は福岡県大牟田にあった福岡俘虜収容所第17分所所長で、所内で発生した2件の捕虜死亡事件の責任が問われたものである。

この第2号事件の法学上の興味深い点としては2つあり、1つが①由利被告人が日本人弁護人の選任を断り、アメリカ人弁護人だけで法廷に臨んだこと、もう1つが②検察側証人として、由利被告人にとって不利な証言をしたかつての部下に対して、被告人自らが直接尋問を

行ったことである。

まず①の由利被告人の日本人弁護人の選任問題であるが、当初、終戦連絡横浜事務局や、第一復員省法務調査部の斡旋で、横浜弁護士会の浅沢直人弁護士が日本人弁護人として内定していた。ところが浅沢弁護士によると^{注22)}「私が担当した戦犯第二号は由利という中尉でしたが、その人は日本人弁護人の弁護は受けないと言って断ってきた。それで私は、米国の弁護人と説得のため、二、三回刑務所に通ったけれど結局聞き入れないで、実際には弁護に立たなかったんです。この人は死刑になりました」³⁵⁾と、由利被告人が日本人弁護人の選任を拒否したことを証言している。由利被告人がなぜ拒否をしたのか、その理由はよく分かっていないが、この事件の取材を行った上坂冬子氏によれば、被告人がアメリカ人弁護人に全幅の信頼を置いていたからという推測をされている³⁶⁾。また、由利被告人と旧知の仲であった桃井銈次弁護士の興味深い証言もある。桃井弁護士も被告人たちの支援に尽力した人物で、彼によると「由利という人は、僕は俘虜情報局にいて終戦直後俘虜解放に行った時福岡で会って、一杯御馳走になったりしてよく知っていたんだ。あれは柵外に逃走した俘虜を殺害したんですよ。自分ですっかり覚悟しちゃって、随分よく話したんだけれどもどうしても受けないというんでね」³⁷⁾と、由利被告人が諦念ともいべき境地にあったことを証言している。このような桃井弁護士の証言から、私見では、由利被告人は捕虜の死亡事故に相当の責任感を抱き、弁護人はアメリカ側の弁護士だけで十分で、これ以上他人に迷惑を掛けたくないという一心から、日本人弁護人の選任を断ったと推測している。なお、この事件の識者の間では、由利被告人が日本人弁護人を拒否した際に、極刑を覚悟しての拒否だったのかについては見解が分かれており、山下郁夫氏は覚悟していた可能性を³⁸⁾、川崎義裕氏は覚悟していなかった可能性を指摘している³⁹⁾。何れにしても由利被告人は、死亡事故に対する責任感を以て、米弁護人への全幅の信頼を寄せて法廷に臨んだことには間違いのないようである。ただし由利被告人は、米弁護人に頼りきるばかりではなかった。NARA所蔵の法廷写真集には、由利被告人自らが軍事委員の前に立って、検察側証人に対して反対尋問を試みている写真が綴じられている。それが図9のものである。アメリカ側の法廷速記録によると、この写真が撮影されたのは1946年1月5日^{注23)}の午後とある。そして速記録には、なぜこのような事態に至ったかの経緯も記されており、それによると、写真の検察側証人は由利被告人の元部下(収容所通訳)で、この証人が検察官の質問に対し、収容所内で発生した2件の捕虜死亡事故はすべて由利に起因すると証言したため、これに納得できなかった由利被告人が米弁護人を介して、軍事委員を前に反対尋問を試みた



図9 証人尋問を行う由利被告被告人

The National Archives at College Park 所蔵画像（画像請求番号：111-SCA/ 5587/ #3/ SC227855）。法廷中央で直立姿勢で尋問を試みているのが由利被告人。元部下である証人は写真中央やや左側の椅子に座る背面の人物。

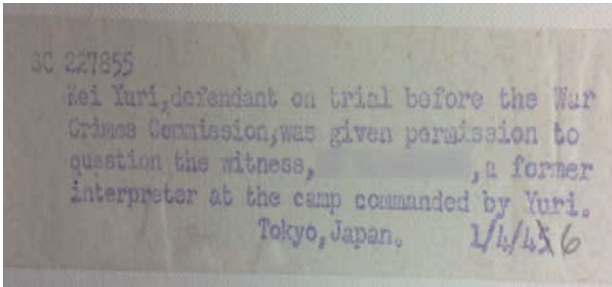


図10 図8の写真のキャプション

The National Archives at College Park 所蔵画像（画像請求番号：111-SCA/ 5587/ #3/ SC227855）。一部加工修正。修正箇所には証人の氏名が記されている。

ことが記録されている⁴⁰⁾。

このような被告人自身による反証は一般的に珍しく、管見の限り横浜法廷では、このケース以外での同一事例は確認できていない。というのも反対尋問権の行使は一般の被告人にとって難しく、弁護方法上、あまり得策とはいえないからである。確かに、刑事手続上、反対尋問権は被告人の権利として認められているが^{注24)}、検察側証人への反対尋問は、証人を糺すことによって、検察側が描いた事件の構図を崩すことにあり、そのためには相応の尋問技術と経験値が必要となる。その意味では、由利被告人のような一般人には不向きとされている。加えて横浜法廷の場合、日本人の弁論は日系二世を始めとする米軍側のスタッフが法廷通訳を行っていたため、日本語の微妙なニュアンスや難解な軍事用語が伝わりづらく、軍事委員の心証を損ねるリスクもあった。実際、由利被告人の法廷速記録には、軍事委員の1人が由利被告人の質問の趣旨を理解しかね、法廷通訳を介して聞き直している場面も記録されている⁴¹⁾。何れにしても図9の写真は被告人自らが反対尋問を試みるという、刑事訴訟的にも珍しい様子を撮影した写真で、訴訟上のリスクを冒

しながらも、同意しかねる点には是々非々の姿勢で臨んだ様子を撮影した貴重な写真といえよう。

このような由利被告人の対応にも拘わらず、法廷は2日後の1946年1月7日に絞首刑を宣告する。これに対して由利被告人は1月11日に、マッカーサー元帥へ公正な審理の機会が与えられたことの謝辞から始まる、自身の助命嘆願書を35枚の便箋にまとめて提出している。それによると、自身には無収入の老母と婚約者がおり2人を残して死ねないこと、また捕虜収容所所長時代には収容者の福利厚生の上昇のために尽くし、収容者や視察に来た赤十字国際委員会のマックス・ペスタロッツィ（Max Pestalozzi）氏などから模範的な収容所として称賛されており^{注25)}、自身が断じて捕虜虐待者ではないことが記されている。そしてこの嘆願書の最後は、起訴内容となった2件の捕虜死亡事故を詫びつつも、自らが法廷で行った1月5日の反対尋問の再検証をマッカーサーに懇願し、検察側証人である元部下の不誠実さをなじる内容となっていた⁴²⁾。このように図9の写真は法廷の概況を記録した写真であると同時に、由利被告人の嘆願書にもあるように、被告人にとっては自身の潔白を立証しようとする大事な場面を撮影したのもであった。

なお由利被告人関連の法廷写真は、筆者の調査によればこの貴重な写真の他に12枚確認できており、絞首刑宣告時の様子や、その後移送車に載せられた被告人の様子を撮影した写真も残されている⁴³⁾。おそらくこれが生前最後の写真と思われる^{注26)}。

3.4 横浜法廷と「灸」の審理

横浜法廷で審理された戦争犯罪容疑の多くは捕虜虐待関連の行為である。特に日本軍内部で常態化していた殴打（ビンタ）や棍棒を用いた制裁などが、捕虜にも行われていた。これが捕虜虐待行為として起訴されたケースが非常に多い。また、灸による施療や、食材としてゴボウを提供したことが、捕虜虐待行為として起訴されたこともよく知られている^{注27)}。この施灸問題に関する画像資料として、NARAの法廷写真集には2枚の写真が収録されている。1つが1946年1月11日に終身刑が宣告された第3号事件（横浜法廷3号事件 / Case No.3）のものである。この事件では岐阜県にあった捕虜収容所の所長が起訴されたもので、起訴内容は①赤十字社からの対捕虜恤救品の横領容疑と、②部下による捕虜虐待の黙認行為である。問題の施灸行為は②の方で問われたもので、事件当時、被告人が担当する捕虜収容所では病弱者が続出していたため、収容所の監督官署である大阪俘虜収容所本所長^{注28)}は被告人に対して、医薬品不足を理由に捕虜の健康管理を灸で図るよう指示し、被告人は収容所内の部下に命じて施灸させたというものである。これが被告人に対する起訴理由の一つとなり、起訴状には

「燃焼中の物質によって捕虜の身体に残酷なる火傷を負わせた (by cruelly burning him on the body with an ignited substance)」と記されている。

そこで弁護側は、施灸が虐待行為ではなく医療行為の一環であることを主張するため、元陸軍軍医中将の伊吹月雄を証人に立たせており、NARA の画像資料にはこの時の様子が残されている (図 11)。しかしながら軍事委員の理解は得られなかったようで、この第 3 号事件の被告人は有罪とし、終身刑宣告が下されている。

この厳しい結果を受けて第一復員省では、灸の医学的効果を実証するための資料収集を開始し、原志免太郎なる人物が九州帝大で灸の研究を行っていたとする情報を得て、第 3 号事件が終了してから 4 日後の 1946 年 1 月 15 日付で、原に灸の科学的説明書の提供を求める依頼書を九州帝大を通して送付している。現在その依頼書が日本の国立公文書館所蔵文書資料に残されている⁴⁴⁾。ただしこの依頼は不調だったらしく、第一復員省の横浜出張所の 2 月 1 日付の日誌によると「原博士ハ九大医学部ニ居ラレタル由ナルモ、先般次官ノ名ニ於テ問合セタルニ、其人ナク所在不明、文部省ニ捜査ヲ依頼セルモ不明ナリ。医務局へ連絡ノ要アリ」⁴⁵⁾と、連絡がつかなかったようである。その後、原からの灸の資料提出があったかは現在調査中である。

NARA の法廷写真集に綴じられているもう 1 枚の施灸関連事件の写真が、図 12 の第 27 号事件 (横浜法廷第 27 号事件 / Case No.27) のものである。第 27 号事件は大阪方面の捕虜収容所の衛生兵が捕虜虐待で起訴されたケースで、1946 年 4 月 30 日に 30 年の重労働刑の宣告が下されている。この事件の被告人の場合、起訴内容には施灸行為は含まれていないが、収容所の衛生兵であった被告人は、時折、捕虜らに灸の施療を行っていたようで、軍事委員の心象上、この行為が被告人の不利益材料になるリスクがあった。そのため弁護側は、この事件でも灸が医療行為の一環であったことを証明すべく、彼らが法廷で試みたのが、軍事委員を前にしての灸の実演であった。その様子を捉えたのが図 12 の写真で、キャプションには通訳の Richard M. Teragawa に対して日本人医師が施灸をしていることが記されている。残念ながら日本人医師の氏名については明記されておらず、この事件に関する米軍側の法廷速記録も入手できていない。日本の国立公文書館には、第 27 号事件に関する傍聴メモが残されていたが、そこにはこの医師の氏名が記されていたものの、情報公開法の関係で該当箇所が塗りつぶされていた。ただしこの傍聴メモには、この医師が人定質問の際で説明した自身の経歴を書き留めており、1920 年に長崎医学専門学校を卒業し、ベルリン大学で東洋医学と漢方医学の講義をもち、アメリカでは講演も行った人物とされている⁴⁶⁾。この人物が上述の原志免太郎氏



図 11 証言台の伊吹月雄元陸軍軍医中将
The National Archives at College Park 所蔵画像 (画像請求番号: 111-SCA/ 5588/ #4/ SC228520)。一部加工修正。奥に第 3 号事件の被告人と、日本人弁護人である中村弘弁護士 (横浜弁護士会) が着座。中村弁護士はこの審理の後、体調を崩し急逝する。



図 12 法廷で実演された灸
The National Archives at College Park 所蔵画像 (画像請求番号: 111-SCA/ 5588/ #4/ SC244495)。キャプションによると 1946 年 4 月 27 日の審理で法廷通訳の Richard M. Teragawa 氏をモデルにして灸の実演が行われた際の様子を撮影した写真。施灸者の左側の人物はキャプションに氏名の記載はないが、他の法廷資料から大類武雄弁護士 (横浜弁護士会) の可能性が高い。

かは分からないが、ともかくこの第 27 号事件は灸の医療的意義について、目に見える形で立証しようとした、弁護側の苦心の跡が窺われる例証として興味深い。

とはいえこの時の灸の実演は、弁護側が期待するような軍事委員たちの反応は得られなかったようである。第 27 号事件の傍聴メモによれば、施灸の実演を行った後に、軍事委員の 1 人が「軍隊ノ一上等兵ガ処罰トシテ灸点ヲ他ノ者ニ試ミルモ、差支ナキヤ」と実演医師に質問をしたと記録されており⁴⁷⁾、軍事委員たちの灸を懲罰的行為とする見方はなかなか払拭できなかったようである^{注29)}。

このように軍事委員は灸の医学的効果に対する疑念を

持ち続け、施灸は医療目的というよりは、懲罰目的であったとする認識でほぼ一貫していた。実際、灸を捕虜に対して懲罰的に用いた事例はあり、上記第3号事件の証言に立った大阪俘虜収容所本所長は、被告人の収容所で灸を懲罰目的で用いたことを耳にし、関係者に謹慎7日間を命じたことを証言している⁴⁸⁾。BC級戦犯における灸と捕虜虐待の問題は、従来、施灸は極度の医薬品不足による応急装置であって、それを捕虜虐待として責任追及するのは、文化的な偏見がもたらした悲劇的ケースの典型例として見る向きもある。しかしながら灸を懲罰目的で用いていたのならば、その認識は新たに必要性がでてこよう。

何れにしても図11、図12の2枚の写真を比較することによって、これらの写真は自国の習俗を異文化人に伝えることの難しさを物語る写真であり、グローバル化する現代社会においても興味深い写真といえる。そして横浜法廷の弁護活動の視点から見た場合、この写真は弁護側が被告人にとって少しでも有利な立証を試みようとする、その苦心の跡が窺われる貴重な写真資料といえる。

4. おわりに

以上のようにNARAが所蔵するSC撮影の法廷写真とそのキャプションは、研究上の観点からも非常に興味深い情報をもたらしている。特にキャプションはその信頼度に一部問題もあるものの、他の文書資料との検証を重ねることにより資料的価値を一層高めるものと思われる。本稿ではその例証及び考察を試みた。また撮影内容の方も貴重な場面を写し出したものもあり、なかには写真資料としての域を超えたものもあった。具体的には絞首刑宣告を受けた被告人の写真であり、その写真が生前最後の写真となっているからである。NARAの法廷写真集には、今回紹介できなかったこの種の写真が多数あり、現在、筆者の方で、キャプションに記載されている氏名に基づき、収録写真の事件及び被写人物のリスト制作を進めている。出来得るならば、関係者のプライバシーを侵害しない範囲内で、収録写真リストをこの分野の参考資料として供したい。

またこのBC級戦犯法廷は、ドイツ・ニュルンベルク裁判や東京裁判程ではないものの、法廷での審理過程で形成された刑罰論や責任論は、現在の国際戦争裁判所の審理にも少なからぬ影響を及ぼしている。そのためBC級戦犯法廷に関しては、その法制度や組織構成、さらには審理過程の調査・研究が要されるが、東京裁判と比べるとそのレベルは十分な域に達していない。特に第二次世界大戦の終結から75年以上を経過するなかで、当時の軍事法廷関係者の証言が得にくくなり、さらには関係者が所有していた資料の散逸も懸念されるなど、この

テーマへの取り組みは時間的にも急がれる。その意味ではNARA所蔵の写真資料は文書資料を補強し得る貴重な歴史的資料であり、なおかつBC級戦犯法廷を語る視覚的証言物であることから、法廷写真集の収録リストの作成を行い、横浜法廷を初めとするBC級戦犯法廷研究の参考資料として役立てたいと考えている。

【謝辞】

本研究はJSPS科研費JP15K02871の助成を受けたものである。

またNARAでの調査では、当館のアーキビストであるEric Van Slander氏と、フリーランス・リサーチャーとして活躍されている柳原緑氏から多大な調査協力と助言を頂いた。心より御礼を申し上げる。

《注記》

注1) NARAが保管するGHQ関連資料は、その多くが日本の国立国会図書館でその複写物を閲覧することができる。国会図書館では1978年度よりNARAにスタッフを派遣して貴重なGHQ関連文書の複写作業を進めており、現在もその作業は継続している。国会図書館による複写作業は占領史研究にとって図りしえない恩恵をもたらしている。

注2) NARAは複数の施設から成っており、ワシントンD.C.にある本館と、メリーランド州カレッジ・パークの新館(The National Archives at College Park)があり、本稿で紹介する写真集は新館に保管されている。

注3) 本稿で紹介する事件関係者のうち元被告人のプライバシーを尊重し、氏名表示及び本人を特定できる肖像等の公表は原則として行わない。そのため元被告人が写る写真資料を本稿で取り上げる際については一部加工を施すものとする。ただしA級戦犯等の歴史的人物、並びにBC級戦犯関連のうち本人が手記等で事実関係系を公表している場合、あるいは研究や報道等で元被告人の氏名や事実関係等が公表されている場合はこの限りではない。

注4) 横浜法廷で審理された各事件には書類整理用の事件番号が付されており、本稿でもその事件番号を注記で記載する。ただしこの事件番号は同一事件であるにも拘わらず、NARAと日本の公文書館側とで異なっているケースもある。そのため本稿では、事件の整理番号を記載する場合、日本の公文書館とNARAの両方の事件番号を併記することとする。

注5) 当初、横浜法廷に出廷する男性被告人の服装は軍服・国民服・背広などの多種多様な姿であったが、ある被告人の手記によると「持っていた服を皆とり

あげられ、PWの、或はPの字の大きくおされたアメリカの被服を新しく貰う」(上坂冬子編『巣鴨・戦犯絞首刑—ある戦犯の獄中手記—』、ミネルヴァ書房、1981、p.94。)とあり、また別の被告人の手記によればP服の支給は1947年7月15日の出来事とされている(中山喜代平『巣鴨プリズン二〇〇〇日』、徳間書店、1982、p.130。)

注6) たとえば、飛田時雄『C級戦犯がスケッチした巣鴨プリズン』、草思社、2011、p.168。

注7) 詳しくは松田裕之『連邦陸軍電信隊の南北戦争』、鳥影社、2018、pp.57-60。

注8) NARAのアーキビストの説明によると「No.5585からNo.5600の16冊のファイルにたまたま対日戦犯軍事法廷関連の写真が集中的に綴られているだけで、他のファイルに対日戦犯法廷関連の写真があってもまったく不思議ではない」との回答があった。またフリーランスのリサーチャーとして永年NARAで調査活動をされている柳原緑氏は「まとまった形で対日戦犯軍事法廷の写真が収まっているファイルは、この16冊以外には見当たらない」とのことであった。

注9) 上述の「九州大学医学部生体解剖事件」の写真のキャプションがこれに該当する。

注10) キャプションでは“Russel Brines”となっているが、正しくは“Russell Brines”。

注11) キャプションの英文和訳は筆者によるもの。

注12) 森口氏が調査した資料はBOXの方の写真のようで、本稿で紹介している法廷写真集ではないように思われる。ただしこの法廷写真集にも「石垣島事件」関連の被告人写真が綴じられており、森口氏が指摘する同じ記載ミスが確認された。

注13) 米軍が管理していた巣鴨プリズン内の写真も存在しない。

注14) 外交史料館所蔵「昭和二〇. 九. 一三. 重光大臣ヨリ「サザランド」参謀長ニ対シ口頭申入文」(資料請求番号：本邦戦犯裁判関係雑件第1巻/D'1.3.0.2)、国立公文書館所蔵「戦争裁判連絡委員会、同幹事会(金曜会、木曜会)」昭和20年12月14日条議事録(資料請求番号：平11法務05912100(0006-4190))

注15) たとえば、飛田時雄『C級戦犯がスケッチした巣鴨プリズン』、草思社、2011。

注16) 戦争犯罪被告人審理規程第2条第b項1号(c)「戦争前若しくは戦争中にすべての一般人民に対して行われた殺害、せん滅、奴隷化、移送及びその他の非人道的行為又は犯行地の国内法の違反であると否とを問わず、この規程において定められた犯罪の遂行として若しくはこれに関連して行われた政治的、

人種的若しくは宗教的理由に基づく迫害行為」法務大臣官房司法法制調査部『戦争犯罪裁判関係法令集第3巻』戦争犯罪裁判資料第3号、1967、p.45。

注17) もう1枚、この3名が写る写真があり、記念撮影的な内容となっている。NARA所蔵画像(画像請求番号：111-SCA/5587/#3/SC227275)

注18) 鵜飼信成教授は戦前にアメリカ留学の経験があり、戦後はアメリカ公法学の泰斗として活躍され、横浜法廷では一時期、終連の囑託として傍聴席で審理の記録を取り続け、ある事件では証人としても法廷に立たれたことがある。

注19) 詳細は、拙稿「BC級戦犯横浜法廷における日本人弁護人の費用負担問題について」日本情報ディレクター学会誌15号、2017、pp.114-124。

注20) 渡辺治滄弁護士は任期により会長を1946年3月で辞任し、後継は飛鳥田喜一弁護士(後に最高裁判事)が就任する。なお飛鳥田喜一弁護士は、後に横浜市長、日本社会党委員長を務めた飛鳥田一雄弁護士の父親にあたり、親子でこの戦犯弁護に精力的に支援している。

注21) 横浜法廷における横浜弁護士会の活動を伝える文献としては、横浜弁護士会『法廷の星条旗—BC級戦犯横浜裁判の記録』、日本評論社、2004、清永聡『戦犯を救え・BC級「横浜裁判」秘録』、新潮社、2015。

注22) 上坂冬子氏の取材によると、由利被告人の担当予定日本人弁護人は児玉正五郎弁護士(横浜弁護士会)であったとしており(上坂冬子『巣鴨プリズン13号鉄扉』、新潮社、1981、p.33)、由利被告人の担当予定弁護人を巡って浅沢直人弁護士の証言との違いが生じている。なお、浅沢弁護士によれば由利被告人の弁護人を引き受けた経緯について、当時、外務省の外局であった終戦連絡横浜事務局長の鈴木九万が「二番目、三番目の弁護を受任した人が、病気だとかの理由で辞退した、横浜弁護士会は信用できない」と抗議してきたため、その場に居合わせた浅田弁護士が「二番目の弁護」つまり由利被告人の弁護人を引き受けることになったという(横浜弁護士会、前掲会史、p.433)。この辞退した弁護士が児玉弁護士かどうかは定かではないが、何れにしても上坂氏と浅田弁護士の証言の違いは由利被告人が二人もの日本人弁護士の説得を断っていた可能性が考えられ、由利被告人の日本人弁護人に対する固くきな態度を考える上で興味深い事象である。

注23) キャプションでは1946年1月4日撮影となっているが、法廷速記録では1946年1月5日とある。キャプションの方の誤記と思われる。

注24) たとえば日本国憲法第37条第2項、アメリカ合衆

国憲法修正第6条。

- 注25) 由利被告人が主張する福岡俘虜収容所第17分所への赤十字国際委員会の視察について、元捕虜の証言によると、由利の後任所長時代（1944年7月から敗戦まで）の視察は、実効性のない形式的な視察であったと述べている。George Weller, *FIRST INTO NAGASAKI*, Crown Publishers, New York, 2006, pp.541-542, pp.62-67.
- 注26) なお由利被告人のその後の様子については、上坂, 前掲巣鴨プリズン, p.54., 花山信勝『巣鴨の生と死／ある教誨師の記録』中央公論社, 1995, 参照。
- 注27) ゴボウ問題については、それで有罪となったとする法廷関連の証言もあるが、報告者の調査が十分ではないため本稿では言及しない。
- 注28) 証人は後に横浜法廷267号事件 (Case No.155) で起訴される。
- 注29) なお、この時の軍事委員の質問に対して、証人の医師は「聊カモ差支ヘナシ、人体ニハ薬ニナレトモ絶対ニ害ニハナラナイ」と答えている。公文書館所蔵「横浜裁判27号事件(1名)」(資料請求番号:平11法務03856100), p.24.

《引用文献》

- 1) 外務省編纂『日本外交文書／占領期第1巻』, 六一書房, 2017, p.10.
- 2) George Raynor Thompson, Dixie R. Harris, *THE SIGNAL CORPS: THE OUTCOME (Mid-1943 Through 1945)*, CENTER OF MILITARY HISTORY UNITED STATES ARMY WASHINGTON, D. G., 1991, pp.541-542.
- 3) Thompson, op. cit., p.542.
- 4) Thompson, op. cit., p.541.
- 5) Thompson, op. cit., p.563.
- 6) NARA 所蔵画像 (画像請求番号:111-SCA/ 5593/ #9/ SC283834).
- 7) 森口豁『最後の学徒兵』, 講談社, 1993, pp.288-298.
- 8) 林博史『BC級戦犯裁判』, 岩波新書, 岩波書店, 2009, p.62.
- 9) 林博史『戦犯裁判の研究』, 勉誠出版, 2010, pp.45-48.
- 10) 林, 前掲戦犯裁判の研究, pp.45-48.
- 11) 林, 前掲BC級戦犯, p.3.
- 12) NARA 所蔵画像 (画像請求番号:111-SCA/ 5594/ #10/ SC285288).
- 13) NARA 所蔵画像 (画像請求番号:111-SCA/ 5594/ #10/ SC286614).
- 14) 法務大臣官房司法法制調査部『戦争裁判記録関係資料目録』, 1973, pp.49-59.
- 15) 法制調査部, 前掲資料目録, pp.44-46.
- 16) 林, 前掲BC級戦犯, p.39.
- 17) NARA 所蔵画像 (画像請求番号:111-SCA/ 5599/ #15/ SC309703).
- 18) NARA 所蔵画像 (画像請求番号:111-SCA/ 5599/ #15/ SC320679).
- 19) NARA 所蔵画像 (画像請求番号:111-SCA/ 5599/ #15/ SC301842).
- 20) NARA 所蔵画像 (画像請求番号:111-SCA/ 5592/ #8/ SC281943).
- 21) 豊田隈雄『戦争裁判余録』, 泰生社, 1986, p.349.
- 22) 林, 前掲BC級戦犯, p.83.
- 23) 外務省史料館所蔵「本邦戦犯裁判関係雑件横浜軍事裁判関係」第1巻 (資料請求番号:本邦戦犯裁判関係雑件第1巻/D'1.3.0.2-3)。横浜弁護士会会史編纂委員会『横浜弁護士会史・上巻』, 私家版, 1980, pp.403-408.
- 24) Ltr Orders, AG 000.5, Supreme Commander for the Allied Powers, 10 December 1945.
- 25) 外交史料館所蔵「戦争犯罪人弁護人ニ関スル件「フルチャー」黄田会談要旨」(資料請求番号:本邦戦争犯罪人関係雑件第1巻・第4巻/D'1.3.0.2).
- 26) 渡辺治渥「戦犯弁護第一陣」法律新報726号, 1946, p.29.
- 27) 国立公文書館所蔵「大阪, 神戸, 京都地方出張調査報告書No.7 (昭31.12.3~13)・昭和31年度」, 請求番号:平11法務06534100, 22頁。
- 28) 国立公文書館所蔵「高松, 松山地方出張調査報告書No.9 (昭32.3.11~15)・昭和31年度」, 請求番号:平11法務06536100, 184頁。
- 29) 国立公文書館所蔵「金沢地方出張調査報告書No.6 (昭31.11.15~16)・昭和31年度」, 請求番号:平11法務06533100, p.6.
- 30) 国立公文書館所蔵「新潟地方出張調査報告書No.5 (昭31.11.12~13)・昭和31年度」, 請求番号:平11法務06532100, p.6.
- 31) 国立公文書館所蔵「熊本, 鹿児島, 宮崎地方出張調査報告書No.10 (昭32.10.6~13)・昭和32年度」, 請求番号:平11法務06537100, p.24.
- 32) 国立公文書館所蔵資料「横浜裁判1号事件」(資料請求番号:平11法務03830100), p.9.
- 33) 国立公文書館所蔵資料「長野, 上田地方出張調査報告書No.12 (昭32.11.20~24)・昭和32年度」, 請求番号:平11法務06539100, p.17.
- 34) 国立公文書館所蔵資料「米横浜裁判・参考資料」, 請求番号:平11法務05993100, pp.195-196.

- 35) 横浜弁護士会, 前掲会史, p.436.
- 36) 上坂, 前掲巣鴨プリズン, p.54.
- 37) 横浜弁護士会, 前掲会史, p.436.
- 38) 山下郁夫『罪祭』, 創思社出版, 1983, pp55-60.
- 39) 川崎義祐『母の大罪』, エイジ出版, 1981, pp.142-147.
- 40) NARA 所蔵文書資料 (資料請求番号: “Case Files JAG War Crimes” RG/ 153, ENTRY NU/ A1 143, BOX/ 1006.).
- 41) NARA 所蔵文書資料 (資料請求番号: “Case Files JAG War Crimes” RG/ 153, ENTRY NU/ A1 143, BOX/ 1006.).
- 42) NARA 所蔵文書資料 (資料請求番号: “Case Files JAG War Crimes” RG/ 153, ENTRY NU/ A1 143, BOX/ 1006.).
- 43) NARA 所蔵画像 (画像請求番号: 111-SCA/ 5587/ #3/ SC227853)
- 44) 国立公文書館所蔵「参考綴 (二)」(資料請求番号: 平 11 法務 06122100).
- 45) 国立公文書館所蔵「横浜中沢機関連絡綴 (一)」(資料請求番号: 平 11 法務 06171100), 2月1日条。
- 46) 国立公文書館所蔵「横浜裁判 27 号事件 (1 名)」(資料請求番号: 平 11 法務 03856100), p.23.
- 47) 国立公文書館所蔵「横浜裁判 27 号事件 (1 名)」(資料請求番号: 平 11 法務 03856100), p.24.
- 48) 国立公文書館所蔵「横浜裁判 3 号事件 (1 名)」(資料請求番号: 平 11 法務 03832100), p.15.
- (R 2 . 2 . 10 受理)